

生衛いばらき WEB版 第28号

令和3年6月号

発行所 (公財)茨城県生活衛生営業指導センター

電話 029-225-6603

FAX 029-225-6638

1 日本政策金融公庫土浦支店長兼国民生活事業統轄着任ご挨拶



株式会社日本政策金融公庫 土浦支店
支店長兼国民生活事業統轄 高橋 章

皆さまには、日頃から私ども日本公庫の業務に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、皆さまが国民の日常生活に密接に関係したサービスの提供を通じて、衛生水準の維持向上、地域社会の発展のために、日々ご尽力されていることに深く敬意を表します。

私はこのたび3月25日付の人事異動により、新潟県の三条支店から土浦支店に着任いたしました。私自身、茨城県内での勤務は初めてとなりますが、前任の兵藤と変わらず引き続きご支援を賜りますようお願いいたします。

昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に生活衛生関係営業者の皆さまにとりまして、売上の減少や感染防止への取組みなど、世の中が大きく変わりそして非常に厳しい状況下におありかと存じます。現在も、新型コロナウイルス感染症が日本全国で猛威を振るう状況は続いており、まさに予断を許さない状況にあります。

まだまだ先行きを見通しにくい中ではありますが、コロナと共に生きていくウィズコロナ時代において、新しい生活様式にも対応しながら事業継続に取り組まれる生活衛生関係営業者の皆さまを引き続き全力で支援してまいりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

結びに、皆さまの一層のご発展とご繁栄をお祈り申し上げまして、着任のごあいさつといたします。

2 各種行事日程について

○ 経営特別相談員研修会

- 1 日 時 令和3年7月20日(火)
午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 ホテルレイクビュー水戸 2階 飛天
水戸市宮町1-6-1
電話029(224)2727

○ 令和3年度クリーニング師研修

地区名	日 時	場 所	対 象 者	定 員
土 浦	8月19日(木) 午後1時～5時	霞ヶ浦環境科学センター 土浦市沖宿町1853	竜ヶ崎・土浦・つくば 保健所管内該当者	60人
鹿 嶋	8月26日(木) 午後1時～5時	鹿嶋勤労文化会館 鹿嶋市宮中 325-1	潮来 保健所管内該当者	30人
筑 西	9月 2日(木) 午後1時～5時	県西生涯学習センター 筑西市二木成 615	筑西・古河 保健所管内該当者	40人
水 戸	9月12日(日) 午後1時～5時	茨城県立歴史館 水戸市緑町 2-1-15	中央・ひたちなか・ 日立・水戸市 保健所管内該当者	70人

3 お知らせ

○ 「せいえいNAVI」リリース（運用開始）のお知らせ



生活衛生関係営業のお役立ち情報スマホアプリ

せいえいNAVI

のご案内



「せいえいNAVI」は、お使いのスマートフォンやタブレットで、生活衛生関係営業者にとって有益な各種情報を入手検索・受取りできる、簡単で便利なモバイルアプリです。

生活衛生関係営業に関する情報を検索、経営に関する先進的な事例の検索や参照、自店の経営診断などを行うことができます。

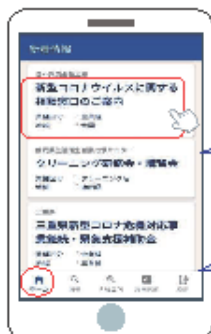
ぜひ本アプリをインストールしてご活用ください。

インストール用のQRコードは全国指導センターHP (<https://www.seiei.or.jp>) に掲載します。

対応機種/スマートフォン、タブレット OS/iOS(ver.13以上)、Android インストールはAppストアまたはGoogleplayストアからアプリをダウンロードします。
※ 本アプリは無料です。またアプリの利用で個人情報取得することはありません。



1. 新着情報 生衛業の新着情報を知ることができます！



アプリを起動すると、**生衛業に関する新着情報**（融資・補助金情報、セミナー・講習情報、新型コロナウイルス感染症関連情報等）が一覧で表示されます。

初期設定で属性業種・都道府県を設定すると、それに応じた新着情報が表示されます。
例えば、事前に属性を「クリーニング業」を指定しておけば、クリーニング業に関連する情報が表示されます。

ここで気になる情報があれば、選択（タップまたはクリック）をして、情報元の具体的なホームページを参照することができます。



2. 検索機能 生衛業関連の情報を複数の条件で探すことができます！



4つのカテゴリから検索できます。
「お知らせ」「融資・補助金」「セミナー・講習」「新型コロナ関連」（複数選択可）

「地域を選択」→都道府県を絞って検索できます。（複数選択可）
「業務区分を選択」→生衛18業種を絞って検索できます。（複数選択可）
自由にキーワードを入力して検索できます。

上記を設定後、検索ボタンをクリックします。



3. 先進事例 経営改善の先進的な事例を検索し、閲覧できます！

先進事例を、取組のテーマ、業種、地域、フリーワードで検索します。
 [テーマを選択]→A～の10種類の取組テーマ選択 (右図、複数選択可)
 [地域を選択]→都道府県を絞って検索できます。(複数選択可)
 [業種区分を選択]→生衛18業種を絞って検索できます。(複数選択可)
 自由にキーワードを入力して検索できます。

上記を設定後、検索ボタンをクリックします。

(検索例 厚生労働省生産性向上プロジェクトの事例を紹介しています)



4. 経営診断 自店の経営診断ができます！

質問に回答していく形式で、**自店の強み・弱みを診断**し、経営を支援するためのマニュアルを参照できます。

診断開始画面

テーマA～(各5問)に回答→「診断結果」をクリックします。

診断結果のチャートが表示。へこんでいるテーマが弱みです。

テーマに関連したマニュアルを閲覧できます。

その他の便利な機能

希望者には新しい情報や連絡事項がスマホに自動的通知されます (プッシュ通知設定)

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

○ 日本政策金融公庫から「融資制度のご案内」

生活衛生関係の事業を営む皆さまへ
～ 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内 ～

○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1か月間等の売上高または過去6か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月間等の売上高または過去6か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高（業歴6か月未満の場合は、開業から最近1か月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高	
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金（注3）	
融資限度額	8,000万円（別枠）	
利率（年）（注1、2）	【6,000万円以内（注4）】当初3年間：0.36%、4年目以降：1.26% 【6,000万円超】1.26%	
ご返済期間	【設備資金】20年以内（うち据置期間5年以内） 【運転資金】15年以内（うち据置期間5年以内）	
お申込に必要な書類	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方であって設備資金をご利用の方
	振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が500万円以下の場合には不要です。）

○生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス感染症関連）

ご利用いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間等の売上高または過去6か月（最近1か月を含みます。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して、5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方
お使いみち	設備資金および運転資金
融資限度額	1,000万円（別枠）
利率（年）（注1）	当初3年間：0.31%（別枠の1,000万円以内）（注5）、4年目以降：1.21%
ご返済期間	【設備資金】10年以内（うち据置期間4年以内） 【運転資金】7年以内（うち据置期間3年以内）

○新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1 次のいずれかに該当し、かつ、今後も売上高減少が見込まれること (1) 最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少していること (2) 業歴3か月以上1年未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含みます。）の売上高の平均額と比較して10%以上減少していること 2 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
お使いみち	一時的な業況悪化により支障を来している生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金
融資限度額	【旅館業】3,000万円（別枠） 【飲食店営業および喫茶店営業】1,000万円（別枠）
利率（年）（注6）	2.06%（振興計画認定の組合員の方は、1.16%）
ご返済期間	7年以内（うち据置期間2年以内）
お申込に必要な書類	「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画認定の組合員の方については、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」
その他	振興事業促進支援融資制度は適用できません。

(注1) 令和3年4月1日時点で適用される利率です（ご返済期間5年の場合）。
 (注2) ご返済期間によって異なる利率が適用されます。
 (注3) 本貸付において組合員以外の方の運転資金は、既存融資（生活衛生貸付）のお借換を含む場合のみのお取扱いとなります。
 (注4) 一部の対象者については、当初3年間（6,000万円以内）の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。
 (注5) 当初3年間（別枠1,000万円以内）に適用される利率の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初3年間（6,000万円以内）に適用される適用限度額に含まれます。また、一部の対象者については、当初3年間（1,000万円以内）の利率部分に対して、中小企業基盤整備機構から利子補給を受けることにより、当初3年間が実質無利子となります。
 (注6) 令和3年4月1日時点で適用される利率です（無担保、ご返済期間5年の場合）。また、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

* 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



日本政策金融公庫
国民生活事業

水戸支店 水戸市南町3-3-55 TEL029-221-7137
 日立支店 日立市幸町2-1-48 TEL0294-24-2451
 土浦支店 土浦市中央1-1-26 TEL029-822-4141